

特集 未成年模擬選挙

自尊感情を高め、シティズンシップを育み、 民主主義を創る「未成年“模擬”選挙」

林 大 介 (模擬選挙推進ネットワーク事務局長)

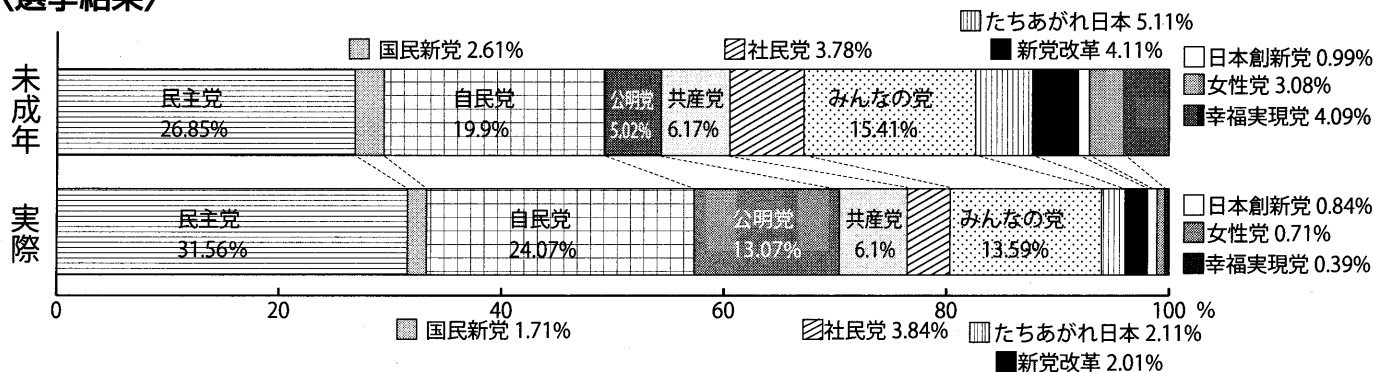
●未来の有権者こそ、政治・選挙の影響を受ける

7月11日(日)は第22回参议院議員選挙でした。昨年の総選挙における「政権交代」で政治に対する関心が高まる中、公示直前に鳩山由紀夫前総理大臣が退陣し、菅直人総理大臣が引き継ぎました。民主党を中心とする連立政権に対して有

権者がどのような評価を示すのか、注目されましたが、結果は「民主党惨敗」といった文字がメディアをにぎわせました。

そして、私たちが呼び掛けて実施した「未成年“模擬”参议院議員選挙2010」でも、同じような結果となりました。

〈選挙結果〉



＜子どもの声＞ 「国民の代表」なのだからそれらしく行動して下さい!! (11歳・男) / 子供もれっきとした一国民なのだから子供の意見も聞いて欲しい (15歳・女) / 初めて選挙に関わったが、それぞれの政党が考えていることは知らなかった。日本を知る良い機会になった。(高校生) / 一人一人の票は小さいものだけれどその一票により日本にとって重要なことが決まるんだと思った。(高校生) / 未成年の私たちも日本の将来について真剣に考えています。どうかその気持ちも御理解いただいて、当選後も責任を持ってお仕事をなさして下さい (18歳・女)

NEWSLETTER No.101 CONTENTS

特集 未成年模擬選挙

- 自尊感情を高め、シティズンシップを育み、民主主義を創る「未成年“模擬”選挙」 / 1
- 学校での模擬選挙 / 3
- EUの若者参画政策とスウェーデンの模擬選挙 / 6
- 子ども・若者の意見表明・参加の動き
- 国連は日本の子どもをどう見たか。わたしたちはどう活かすのか—国連子どもの権利委員会審査報告会— / 7

子どもの権利条約フォーラム in みやぎ

- 「子どもの権利条約フォーラム 2010 in みやぎ」開催に向けて / 10
- 市民活動の「初めの一步」 第3回
- チャイルドライン / 11
- イベント案内
- 子どもの自己肯定感を励ます支援とは
—子ども支援専門職の力を育む ファシリテーター養成講座 / 12
- 2010年子どもの権利条約基礎講座 / 12

「選挙」となると、候補者や政党は有権者のことばかり気になり、マスコミもおとなの意見ばかり取り上げます。街頭演説を繰り広げる候補者は、おとなに手を振り、子どもがマニフェストをもらおうと手を差し出しても無視する陣営もいるようです。しかし、赤字国債が増え、国際協調が求められ、環境保護の必要性が叫ばれる中、あらゆる政治に関する影響をより長く受けるのは、今、投票出来る有権者ではなく、投票はできないが、今を生き、次代を生きていく、「未来の有権者」なのと言うまでもありません。

●模擬選挙を通じて、生の政治をとらえる

であればこそ、次代を生きていく未来の有権者が、動いている生の政治について考えることは、それこそ“生きた教材”を通しての学習であり、生活に密着した課題を深めるまたとない機会となります。

選挙のたびに若者の政治離れや低投票率が指摘され、非難がおきますが、若年層の低投票率の原因は、子ども時代から政治を身近に感じる環境を用意してこなかったおとなにあります。政治意識はおとなになってから突然、高まるわけではありません。子ども時代から、自分が生活する地域の課題について考えたり、市民活動に参加したりすることで民主主義は醸成され市民性が育っていきます。

そこで私たち模擬選挙推進ネットワークは、日本社会をこれから担う未来の有権者(未成年)が、政治に関心を持ち、参加をしていくためのキッカケづくりとして、未来の有権者が投票を行う「未成年 模擬」選挙に2002年から取り組んできました。

実際の選挙日程にあわせて、実際の選挙の立候補者または政党(国政選挙における比例区)に対して投票を行う模擬選挙は、海外では「シティズンシップ教育」「政治教育」としてポピュラーです(2008年のアメリカ大統領選の模擬選挙では、最終的に700万人が投票)。日本では2002年からこれまでに30近くの選挙で実施し、取り組む学校・地域は増え続け、全国70ヶ所を超える学校・地域、のべ3.5万人を超える未来の有権者が投票しています。

今回の参院選では北海道～沖縄県・29都道府県の未来の有権者5673人が投票しました。また神奈川県では、シティズンシップ教育の一環として県立高校すべてで模擬選挙を実施するようになりました。

●政治を体感して興味を深め、選び方を学ぶ。そして、投票率も上がる

模擬選挙は、投票することだけが目的ではなく、投票するために政治について考える機会を生み出すところに意味があります。

選挙が終われば「政治家にお任せ」するのではなく、「投票＝選択」するために「考える」。模擬選挙の結果は、実際の政治には何の影響も及ぼしませんが、未来の有権者はそれぞれ「本当の一票」のように、投票用紙を前にして真剣に悩みます(賢い有権者を育てる)。だからこそ、未来の有権者は政治を身近に感じるようになります(民主主義を体感)。未来の有権者が模擬選挙に参加することを通して、彼らの保護者など実際の有権者も我が子の存在を意識せざるをえなくなり、実際の選挙における投票率も挙がるのが期待されます(投票率アップ)。日本の未来は、有権者であるおとなだけが考えればいい

のではなく、子どもとともに考えることで希望が生まれるのです。

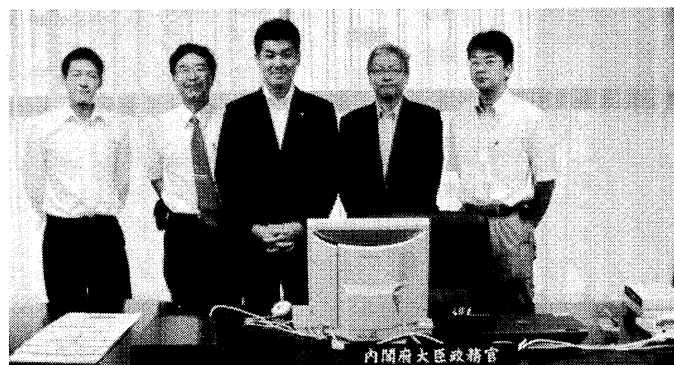
●模擬選挙によって自尊感情が高まり、民主主義が創られる

次代を担うのは常に、今を生きている子ども世代です。しかし日本の子どもは、諸外国と比較すると自尊感情・自己肯定感が低く(自分を「ダメな人間」と思う中高生:日本56%、アメリカ14%、中国12%)、「子どもの貧困」や「児童虐待」など、子どもを取りまく環境は改善されていません。

また、現在の社会は、長期的スパンで考えなければならぬ問題が山積していますが、持続可能な社会を構築していくためには、世代間格差を是正し、未来に責任のある若者が社会に参加し、その声を意思決定に反映させる必要があります。

そうした中、「子ども・若者ビジョン」が7月23日に閣議決定されました。子ども・若者ビジョンのポイントは子ども・若者を「社会を構成する重要な『主体』として尊重」し、子ども・若者の全体とその中でも困難を抱える者双方を支援する方向性を示した点で、注目すべき点は理念として「自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援」を掲げていることです。「子どもの意見表明・参加」や「シティズンシップ教育」の必要性が明記されたように、子どもを一人の市民ととらえ、自己肯定感や自尊感情の回復につなげることが不可欠です。民主主義は絶えず作り続けなければならないなか、社会が未来の有権者を育てる努力を続けなければならない。「未成年 模擬」選挙には、次代を担う子どものシティズンシップの育みと社会参加が自尊感情を高め、市民社会を醸成し、責任ある民主主義社会を実現する可能性が詰まっています。

2011年4月は統一地方選挙が全国各地で行われます。子どもとともに、日本の未来について、考えてください。



8月に泉健太・内閣府大臣政務官(青少年施策担当)に模擬選挙の報告書を提出

★模擬選挙推進ネットワーク★

公立・私立の教員、全国で未成年模擬選挙を実施している方で構成している、特定の政党・宗教団体などの影響下でないグループ。模擬選挙の普及活動のほか、10代のための永田町体感ツアー・政党本部探検など、未成年者に政治に興味・関心を持ってもらえるプログラムを提供している。「公平・中立・公正」を期すためNPO法人Rightsが2002年から取り組んできた模擬選挙事業を切り離し2006年12月に設立。

連絡先: 東京都町田市本町田939-9

電話: 090-1991-7458 FAX: 042-720-8856

jza04643@nifty.ne.jp

<http://www.mogisenkyo.com>

模擬選挙を振り返って—教員生活最後の年に—

松田 隆夫

●楽しく政治を考える

都立大泉高校にいた1989年に、「都議会議員選挙が予定されているが若い有権者の関心が低く、史上最低の投票率が予想され、選挙管理委員会が苦慮している。」というニュースを聞いた。「考えてみると有権者教育って僕は何もやってないなあ・・・」と気がついた。諸外国では行われているシティズンシップの教育が、日本の公教育の中からすっぽりと抜けている。僕は授業現代社会の企画として模擬選挙を考え始めた。まず、東京都選挙管理委員会に相談した。ところが、「模擬選挙？選挙は子どもの遊びじゃないし、公正な選挙に影響があると困るので、止めてください。」という返事だった。そこで、「駅前で風船やティッシュを配って投票率上がりますか？」という反撃から始めて、選挙に行く有権者を育てる教育をやりたいこと、特定の党派に有利になるようなことをやるつもりはないこと、を説明した。実施してみると、生徒が真剣に政治を考えて投票した。何より普段の授業より、楽しそうだったのが一番印象に残った。子どもの遊びも悪くない。

●輪の拡がり、社会の変化

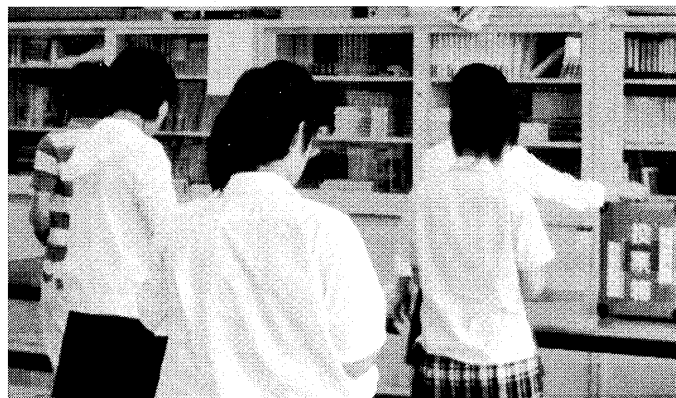
その後も公職選挙があれば必ず模擬選挙を行った。異動した都立武蔵高校・都立戸山高校（嘱託）でも続けた。始める前は冷ややかな反応も一部にあったが、やってみると生徒・保護者・職場の同僚には好評だった。また、社会的にも注目され各メディアに報道された影響で、同じ試みを実践する仲間も増えた。模擬選挙の輪は徐々に広がっていった。これを支援するNPO『模擬選挙推進ネットワーク』も誕生した。日本の公教育の中に、政治教育の新しい流れが生まれたと自負している。公職選挙の度にコミュニケーションを取るうちに、選管の姿勢が徐々に変わってきた。選管は明るい選挙推進委

員会を中心とした従来の選挙啓発活動の限界を感じていたし、特に若者層の選挙離れを食い止める策を模索していたので、模擬選挙を熱心に応援してくれるようになった。2002年には東京都明るい選挙推進委員研修会「若者の政治参加を考える」に呼ばれ、講演し好評で質問攻めに会った。この年は、国会議員の学習会にも呼ばれた。2006年日本選挙学会に呼ばれ、「若者層の投票率向上のための施策」について講演した。驚くべきことに、選挙学会が「選挙の投票率」について取り上げたことは初めてで、反省を込めてこの企画を決めたそうだった。この時に、神奈川県松沢知事と会い、知事の政策シンクタンクの学習会に呼ばれ、何回かレポートした。この流れで、2010年神奈川は全県立高校で参議院模擬選挙を実施した。

●政治を動かす有権者

僕がなぜ1989年に模擬選挙を始めたのかを改めて思い返してみれば、ベルリンの壁が倒れた年だった。自分自身が、冷戦型の教育から脱皮する必要性を感じたのだと思う。日本の学校が政治教育を避けている原因は、冷戦の東西イデオロギー対立が学校に持ち込まれることを警戒した文部省通達などにあるだろう。同時に、生きた政治にいつも一定の距離をおいて来た、我々教員の姿勢にも原因がある。今求められているのは、具体的な投票行動によって主体的に政治を動かす有権者を育てなければならない。それがシティズンシップの教育であり、公教育の責任である。

21年前の模擬選挙は、地方選挙から始まった。これから更に輪を広げて、特に小学校・中学校において模擬選挙に取り組む必要があると思う。小学校・中学校は地域とのつながりが強い。地方選挙の機会に地方政治を考える、「民主主義の学校」としての取り組みである。



模擬投票実践報告

高橋 朝子 (都立戸山高校)

7月7日に行った模擬投票について、報告する。公立高校等での実施の参考となれば幸いである。

1. 準備

今回の模擬投票は、戸山高校において2度目である。前回は、3年前の参議院議員選挙で、「現代社会」2単位をおいている1年生のみを対象として実施した。その後の総選挙は、日程調整ができず、断念していた。今回は、対象を全校生徒に拡大して実施した初めての模擬投票である。

模擬投票を行うには、学校内の理解が必要である。そこで、今回の模擬投票までの手順を示す。

4月

- ・7月に模擬投票を行いたい旨を管理職に口頭で伝えておく。

5月

- ・実施要項を企画調整会議にだす。
(候補日を挙げて学年と調整する。実施に向けての詳細を公民科教員で話し合う。)
- ・選挙管理委員会に投票箱の借用を依頼する。

6月

- ・学校経営支援センターから「確認しておきたいこと」「お願いしたいこと」が提示される。
- ・上記で要請があった学習指導案を作成し、提出。
(シラバスでの位置づけや、周知における来校者への配慮、指導体制、投票用紙の形状、投票用紙の事後処理方法、事後指導などを含む。)
- ・「現代社会」(1年必修)、「政治・経済」(3年選択)で、選挙について学習する。
- ・マニフェスト・ポスター、模擬投票のお知らせを掲示する。
(模擬選挙推進ネットワークにマニフェスト・ポスター送付を依頼しておく。)

7月

- ・模擬投票への参加の呼びかけをポスター、校内放送で行う。
- ・投票日及び開票日のボランティアを募る。
(8名の応募があった。)
- ・学年担任の先生方に模擬投票への協力をお願いする。
- ・投票箱(2つ)を選挙管理委員会に借りに行く。
- ・選管でもらった選挙公報を各クラスに2部ずつ配布する。
- ・投票用紙の印刷、投票場所の準備をする。

2. 模擬投票日当日

今回は、期末考査最終日に設定した。テスト最終日には必ずHRがあり、午後の総合学習までの間の昼休みが平常よりも少し長いからである。

投票時間は16:30までとするが、昼休みをメインとして、ボランティアの生徒に受け付けをしてもらい、社会科教室で行った。比例代表の模擬投票は政党名で実施。選挙公報やマ

ニフェストを手に取り、考え込んでいる生徒も多かった。

投票率は学校全体で50.6%、学年別では、1年が82.3%、2年が24.8%、3年が44.6%であった。クラス別では13%から100%とばらつきがあった。事前の授業を通じての意識づけや、担任によるHRでの呼びかけが生徒の投票行動に大きく影響を及ぼしたと思われる。模擬投票の実施に際しては、学校全体の協力体制が欠かせない。

3. 開票

参議院議員選挙の翌日の7月12日の放課後、ボランティアの生徒6名と、公民科の教員3名で開票を行った。約1時間を要した。

比例代表の結果は以下の通り。実際の選挙と比較すると、小規模政党の得票率が高いものの、みんなの党の躍進など全体の傾向は近似している。

選挙区選挙については、東京都当選5名のうち3名が重なり、蓮舫の圧勝など実際の選挙と似たような傾向を示していた。

開票結果はプリントにまとめ、各クラスに掲示した。

政党名	戸山高校模擬投票		参議院選挙
	得票数	得票率	得票率
民主党	136	28.2	31.6
自由民主党	93	19.3	24.1
みんなの党	50	10.4	13.6
社会民主党	32	6.6	3.8
日本共産党	20	4.1	6.1
新党改革	19	3.9	2
国民新党	18	3.7	1.7
幸福実現党	17	3.5	0.4
たちあがれ日本	16	3.3	2.1
女性党	13	2.7	0.7
公明党	7	1.4	13.1
日本創新党	6	1.2	0.8
無効票	39	8	
白票	17	3.5	
合計	483		

4. 感想・意見

〈生徒の感想〉

- ・マニフェストは口先だけの感じがする。
- ・マニフェストの一部は良くて、あとの部分があわなかったり、難しい。
- ・外国人参政権、米軍基地問題、消費税などに注目した。
- ・家でも選挙のことが話題になった。
- ・初めて、ちゃんと街頭演説を聞いたり、選挙公報を見たりした。
- ・結局、誰が当選してもあまり変わらないのではないかな。
- ・20歳になったら、絶対投票しようと思う。

〈教員の感想〉

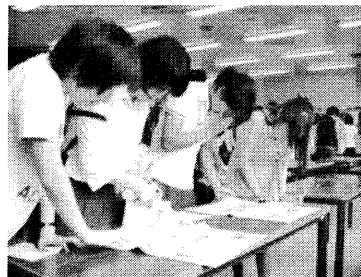
- ・どこまで事前指導で教えるかが難しい。
- ・事前に、意識づけのため、投票の義務化について討論をし

たが盛り上がった。

・授業で多くの時間を割けないので、主権者としての意識をどう高めるかが重要だと思う。

少子高齢化の流れの中、有権者人口も高齢化している。2009年の65歳以上の有権者は28.1%、2055年には47.2%になると予想されている。それに対して、35歳未満の有権者は2009年には10.6%、2055年には6.6%と減少する（国立社会保障・人口問題研究所）。しかも60代の投票率は70%台なのに、20代の投票率は30%台であることを考え合わせれば、政策が高齢者向けに重点を置きがちなのは当然である。若い世代の中から政治家を目指す人が現れ、若い世代が投票に行かないと、資源配分がどんどん高齢者にシフトしてしまう。民主政治を国民で支えていくには、若者の政治参加がますます重要になってくると思う。政権が交代しようとも何も変わらないのではないかと失望感を抱かせないような政治を現在の政治家に望む一方で、投票年齢を高校生が多い18歳に引き下げることが有用であると思う。また、小中学校の段階から模擬投票を実施することで、民主政治に対する当事者意識を育てていくのは大いに意義のあることであろう。そのためには、模擬投票を各学校で実施しやすい環境づくり、例えば、NPOや選管との連携のマニュアル化、提出書類の定

型化、資金援助などが望まれる。今回は、教員が進める形で模擬投票を実施したが、小中学校段階から模擬投票を体験していれば、生徒会等生徒主体で、模擬投票を実施することが容易となろう。シチズンシップ教育としての模擬投票が広がっていくこと、そして、戸山高校で模擬投票を体験した生徒が、政治に関心を深めてくれることを期待している。



模擬選挙に参加して

菅原 亮介（東京大学教育学部附属中等教育学校6年（高校3年））

アメリカのサブプライムローン問題を契機とした不景気、超少子高齢社会化による社会保障費の増大、労働力の不足。これから日本を支えて行く私達若い世代に課せられた命題は非常に重い。来るべき大きな破綻の片鱗は、若者の就職難、若年世代に対する“ツケ”ともいうべき国債の異常な増大という明確な形で既に現れ始めている。しかし、そのツケを背負う若い世代は政治に関心が薄く、選挙にすら参加しない者が多数派を占めている。なぜ、私達若者は政治に関心がないのだろうか。

現代の若者たちは政治に関わる機会がとても少ない。私自身の体験でも、学校の授業で実際の政治を題材に使われた事はなかった。成人になる前にもっとリアルに政治の現状を考える体験を持つ事が出来れば、その後も能動的に政治や選挙に参加出来るようになるのではないか。そう考えている時に、未成年の「模擬選挙」という活動を知った。中学校や高校を対象に授業時間を割いて実際の候補者を吟味し投票する。生きた政治を学ぶのには非常に優れたプログラムだと思った。

私は模擬選挙を知るためにこの活動を調べる過程の中で、実際に今回の参院選に関する渋谷での街頭模擬投票に主催する側として参加する機会を得た。7月10日、雨の降る渋谷街頭で私は同じ学生に模擬投票を呼び掛けた。集めることができた票は多くはなかったが、投票箱の中にある票を見た時、これが一票なのだと感じた。いままで何十万票という数字でしか票を見た事がなかった。自分が集めた票を見て、その一票は確かに一人の人間が投票したものであり、それが積み重

なって大きな数になるのだと、一票は重いのだと思った。

しかし一方で、あらためて重く感じたのは、やはり私たち未成年がどれだけ政治に興味がないかという事だった。目の前を通り過ぎる若い人たちに模擬投票してみませんかと声をかけても、「時間がない」、「分からない」、無視をされる、冷たい反応だった。100人以上に声をかけたのだが、集められた票はわずか17票だった。その冷たい反応は私の中にも起きていた。街頭で投票参加を訴えることに私自身が“恥ずかしい思い”をしていることに気付いたのだ。政治関係の活動をするのは、ダサくて、それを同年代に見られるなんてみっともない。そんな感覚が自分の中にもあることを、いやおうなく自覚させられた。私たち未成年層は政治に関わらないのがスタンダードだという認識が常識のように存在しているのだと感じた。

私達若者の世代と政治との距離は想像以上に遠い。政治との接点が希薄な今日の状況では、私達若者に政治に関心を持つという方が無理な話なのかもしれない。それでも、私達若者が急いで政治について考えなければ、大人達にツケを回されてしまうという現実が存在している。今の状況を深く理解し、その現実に触れていける機会があれば、政治に自らアプローチしていく若者は少なくないはずだ。今私達に必要なのは、生の政治を知り、考える機会である。ツケを実際に背負って行く私達にはそれを求める権利があるはずである。模擬選挙の活動を通して生の政治を見つめ、考える事が出来た、一人の若者としてこの事を伝えなければと思った。

EUの若者参画政策と スウェーデンの模擬選挙

小林 庸平 (特定非営利活動法人Rights副代表理事)

EUの若者政策の歴史

EUの若者政策は、1970年代まで「青少年の健全育成」や「青少年のスポーツ・文化・レジャーの保障」と同義語であったが、1985年の国連の世界青年年で若者のシティズンシップの重要性が掲げられたことをきっかけとして、大きく転換してきた。

若者政策転換の背景には、高学歴化の進行や若年労働市場の流動化、若者の消費市場の拡大などによって、青年期から成人期へ移行する標準的なプロセスが衰退してきたことが指摘できる。社会に適応できた若者とできない若者の格差が拡大し、適応できなかった若者は社会的排除の状況に置かれるようになったのである。

EUは2001年の「若者に関する白書」において「若者の積極的なシティズンシップ」の重要性を指摘し、2009年11月の「若者政策の新たな枠組み 2010-2018」でも「若者の積極的なシティズンシップ、社会的統合、連帯を促進すること」を政策目標として掲げた。若者政策の中心的な柱として参画政策が位置づけられてきたのである。

スウェーデンの多様な若者参画

こういったEUの若者政策・若者参画政策をリードしてきたのがスウェーデンである。スウェーデンの若者参画政策の特徴はいくつか指摘できるが、「民主主義を体感し、実際に社会に参画する機会がさまざまな場面に散りばめられていること」が特筆される。

例えば、スウェーデンは290のコミューン（基礎自治体）があるが、その約半分には若者の声を政策に反映させるためのユースカウンシルが存在する。またスウェーデンでは政党の青年部の活動が活発であり、地域の若者の声を政策に届ける役割や若者のエンパワメントを担っている。学校運営においても生徒の参画が重視されており、生徒会活動が非常に活発である。

以下では、これらの活動の中でもとりわけ大規模な取り組みである模擬選挙について紹介したい。

スウェーデンの模擬選挙の歴史

スウェーデンでは「学校選挙 (Skolval)」と呼ばれる模擬選挙が全国規模で行われている。学校選挙は中学生・高校生を対象としており、スウェーデン各地の学校で1960年代から民間の自主的な取り組みとして実施されてきたが、1998年の学校選挙からは政府の支援も加わって、各学校の模擬選挙結果が全国規模で集計・公表されるようになってきている。ち

なみに、学校選挙の開票結果は一般の選挙の投票が締め切られると同時に公表されるため、実際の選挙結果が確定する前に学校選挙の結果が公表される。

学校選挙の特徴

学校選挙のユニークな点は、政府機関と若者組織が共同で実施することである。今年の学校選挙の運営は「学校選挙2010」という民間団体が複数の若者団体と共同して行っているが、スウェーデンの若者政策の中心的な役割を担っている青年事業庁や、学校教育庁、選挙管理委員会等の政府機関が運営のサポートをしている。具体的には、模擬選挙キットの送付や、投票用紙・投票箱の提供、補助金の提供（今年は120万クローナ（約1450万円））、学校に政党を招いて討論会を開催する際の手引の提供などを行っている。

スウェーデン政府は非常に多くの若者団体の運営を援助しているが、学校選挙のように政府と若者団体が一体となって実施する事業は非常にユニークである。学校選挙は方法論も確立されており、実施に膨大なコストも必要とされない。また、政党討論会など他のプログラムとの連携も容易である。そのため学校選挙は、子ども・若者の政治リテラシー（活用能力）やシティズンシップを高めるために費用対効果の大きな事業であると認識されており、政府も学校選挙の運営に関与し、実施効果を高めるためのサポートを行なっている。

おわりに

EUの若者政策をリードしてきたスウェーデンでは、模擬選挙が子ども・若者の政治リテラシーやシティズンシップを高めるために効果的な事業だと認識されており、若者団体の自主的な運営を確保しつつ、各政府機関が充実した協力体制を敷いている。

日本では少子高齢化が急速に進展しており、子ども・若者の社会参加・政治参加を促進し、持続可能な社会を作り上げていくことの重要性が増している。そのためには、子ども・若者の政治リテラシーやシティズンシップの向上を社会的な重要課題と位置づけ、模擬選挙を始めとした多様な方策を講じていく必要があるだろう。

（本稿のより詳細な内容については、小林庸平（2010）「スウェーデンの実例から見る日本の若者政策・若者政策の現状と課題」『季刊 政策・経営研究』2010 Vol.3 <http://www.murc.jp/report/quarterly/201003/89.html> および特定非営利活動法人Rights『スウェーデンスタディツアー報告書』を参照されたい）

国連は、日本の子どもをどう見たか。 わたしたちは、どう活かすのか。

—国連子どもの権利委員会審査報告会—

安部 芳絵 (早稲田大学非常勤講師)



2010年5月27日(木)から28日(金)にかけて、国連・子どもの権利委員会による日本の報告審査がジュネーブのパレ・ウィルソン(国連人権高等弁務官事務所)にて実施されました。これを受けて、NCRCでは、6月20日に、審査を傍聴した平野裕二さん(NCRC運営委員、ARC代表)と荒牧重人さん(NCRC副代表、山梨学院大学法科大学院教授)のおふたりから、審査のようすや日本に対する総括所見をどう活かすべきかについていち早く報告していただきました。広報期間が短かったにも関わらず、当日は、異なる分野から多くの方のご参加があり、報告審査への関心の高さが伺えました。

日本に対してどのような総括所見がだされ、わたしたちはそれをどう活かしていけばいいのか、簡単に報告します。

〔速報 国連・子どもの権利委員会第3回日本報告審査 平野裕二さん〕

はじめに、平野裕二さんより、報告審査の概要と総括所見についてお話をいただきました(これまでの経緯については、別表参照)。

今回審査の対象となったのは、子どもの権利条約に関する第3回報告書と、条約の2つの選択議定書に関する報告書です。27日は6時間かけて第3回報告書の審査を行い、翌28日午前中に、子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関する選択議定書(約1時間40分)、と武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書(約1時間)についての審査が行われました。日本の報告審査を担当したのはBチェーンバーであり、ゼルマッタン委員(スイス)が議長を務めました。審査や総括所見の作成をリードする国別報告者には、条約本体はクラブマン委員(ドイツ)、子どもの売買等に関する選択議定書はクンプラバント委員(タイ)、武力紛争に関する選択議定書はボラー委員(ウガンダ)がこれにあたりました。

日本政府は上田秀明・外務省人権人道大使をはじめ、計22名(外務省4名、内閣府3名、警察庁1名、法務省7名、文部科学省1名、厚生労働省3名、防衛省3名)の代表団を派遣し

て審査に臨みましたが、たとえば文部科学省から1名しか派遣されなかったことなど、委員会の質問に的確に答えることのできるハイレベルな代表団とは言い難いと平野さんは指摘します。

条約本体の審査は、8つの分野に沿っておこなわれました。

実施に関する一般措置では、子どもの権利を明確に規定した「子どもの権利基本法」を制定する意思があるのかどうかについて問われました。これに対し、外務省からは「子ども・若者ビジョン」策定においても議論されていると含みを残したものの、内閣府の代表は「現時点ではこれ以上の包括的法律の制定は検討されていない」と異なった見解を示しました。また、新政権下での目玉の1つでもある子ども手当については、評価はするものの貧困をなくすという点からは不十分であるという指摘が委員からなされています。モーラス委員(チリ)は、日本の社会支出の額や配分方法の問題が子どもの貧困や不平等につながっていると指摘し、より公平で子どもに焦点を当てた予算配分を求めました。

次に、子どもの定義についての審査がなされ、女子の最低婚姻年齢(16歳)と性的同意年齢(13歳)について、前回審査同様に取り上げられました。

一般原則については、差別の禁止(条約2条)との関連で、

婚外子差別、性犯罪からの保護に関わる男女の異なる取り扱い、朝鮮民族学校の高校無償化排除等が取り上げられました。子どもの最善の利益(条約3条)については、事前質問票にあった出入国管理・難民関連の決定における子どもの最善の利益の原則の適用について、十分な議論がなされずに終わっています。生命・生存(条約6条)については、自殺や事故について取り上げられましたが、子どもの意見の尊重(条約12条)と子ども参加については十分な議論がされておらず、一般原則に関わる議論は低調であったと平野さんは指摘します。

市民的権利および自由については、前回の総括所見で取り上げられた政治活動や団体への加入の制限についてはほとんど取り上げられず、また、第1回・第2回審査で指摘されたプライバシーの問題も議論されませんでした。一方で、体罰については詳しいやり取りが行われました。委員会は、体罰の全面禁止を勧告してきましたが、日本政府・国会は家庭での体罰を法によって禁止する動きを起こしておらず、また学校での体罰も依然として行われています。政府代表の答弁に対し、議長のゼルマッタン委員からは「単純に、体罰は禁止されているのかそうではないのか、イエスかノーで答えてほしい」との質問がだされました。外務省代表は「禁止されている」と誤った説明を行ったものの、法務省代表は「民法で親の懲戒権が定められており、必要かつ相当な範囲内での制裁は認められている」として、はっきりとした答弁を避けました。文部科学省代表は、学校における教師の体罰について「体罰は禁止されており、あらゆる機会を通じて指導している」と説明しましたが、体罰を一部容認した2007年2月5日付通知については触れていません。これらの答弁に対し、モース委員は「総括所見では、体罰の全面禁止について再び強く勧告することになろう」と予告しました。

家庭的環境及び代替的養護については、保育所の増設だけでなく保育の質やコミュニティとの関係なども含め、子どもの権利を基盤とした政策の一部に保育を位置づけることをモース委員は強調しました。ひとり親家庭とくに母子世帯の直面する課題にも触れ、ゼルマッタン委員からは父親の経済的養育責任についても言及がありました。なお、委員が児童相談所について否定的なイメージをもっており、議論が空転してしまう場面も見られました。訳語の問題を含めて、正確な情報をいかに伝えるか、今後の課題となりそうです。

基礎保健および福祉については、障害のある子どもの教育について、統合を希望する障害児に対して十分な対応が行われていないために保護者や子どもにストレスが生じているとして、具体的に指摘されました。ADHDについても、医学的対応だけでは不十分である旨の指摘がクラブマン委員からなされています。

教育、余暇および文化的活動については、クラブマン委員から競争主義的教育について、パーマー委員(モーリヤス)から不登校・高校中退、ネットいじめをふくむいじめや学校暴力についても指摘がありましたが、教育分野に関しては十分に議論されたとは言い難い結果となりました。

特別な保護措置に関して、少年司法分野では刑事処分適用年齢の引き下げ、弁護士付添人の問題、広島府の少年院で起きた職員による暴行事件などが取り上げられました。とくに、少年事件への裁判員制度の適用については、ゼルマッタン委

員より少年のプライバシー保護の観点から家庭裁判所調査官による調査報告書などが裁判員に全面的に開示されない傾向があることについて懸念が表明されました。

子どもの売買等に関する選択議定書については、被害を受けた子どもの権利保護の観点から、ビデオ録画による証言の証拠採用が認められていないことが問題視されました。武力紛争に関する選択議定書については、子どもの徴募および敵対行為における使用を明示的に禁じた規定が刑法などに存在しないことが論点の1つとなりました。

【総括所見をどう読み取り、活かすか 荒牧重人さん】

荒牧重人さんからは、まず、総括所見が非常に長いことが指摘されました。総括所見では、これまでになされたフォローアップや達成された点に続いて、長々と懸念と勧告が示されています。なかには、「勧告する」、「懸念する」だけでなく、「依然として懸念する」、「強く勧告する」、「遺憾に思う」というように語尾が異なることに着目しなければならないと荒牧さんはいいます。たとえば、独立した監視については、自治体における子どもオンブズパーソンに留意する一方で、これらの子どもオンブズパーソンや国レベルでの人権委員会に関する情報が存在しないことに対して「遺憾に思う」という言葉が使われています。

政府報告書の審査には法的拘束力はないものの、報告制度を成立させ、子どもの権利を保障していくためには、総括所見を履行してもらわねばなりません。そのためには、ただ単に政府を批判するだけではなく、わたしたちNGOが、総括所見をどのようにフォローアップしていくかもまた問われているといえます。

【わたしたちは、どう活かすのか】

NCRCでは、国連子どもの権利委員会審査のフォローアップとして、いくつかの講座を実施します。その1つは、ファシリテーター養成講座(9月25・26日、11月20日)です。主として、子どもと向き合う現場を有する実践者を対象とした講座です。日本の子どもに孤独を感じる割合が多いことが審査でも指摘されましたが、これらをふまえて、子どもの自己肯定感を励ます実践をするためのヒントはなにかを考えます。また、国連・子どもの権利委員会の総括所見を活かすには、現場において具体的にどうすればいいのか、共に探っていきたいと考えています。詳細は、ニュースレター12ページやホームページをご参照ください。

どう活かしていくのか、共に考え、行動してみませんか。



…「国連子どもの権利委員会審査報告会」に参加して…

2010年6月20日、早稲田大学内で開催された「国連子どもの権利条約審査報告会」に、高校2年生二人と共に参加しました。二人から次のような感想…つぶやき>が寄せられました。

英語の教科書に「FTC（フリーザチルドレン）」について載っていたため、今回の報告会に興味を抱いて参加しましたが、予備知識がない私たちには難しいテーマでした。

日本は物質的には豊かで、飢餓に苦しむ子どもを日常的に目にすることはありませんが、いじめがあったり心の貧困に苦しんでいる子どもたちがいることは確かです。報告会に先立って、私たちのような一般の子どもには何ができるのか、ヒントだけでも解説していただけるとありがたかったと思います。でも、「国連子どもの権利委員会」審査委員の方々も（専門分野の偏りなどから）各国の実態について実際はよくわかっていらっしやらないとしたら、結局、（審査報告会に頼っている）何もできないのか…とも思ってしまいました。

（八束萌子・16歳）

元々、世界に目を向けて将来の道を考えたいと思っているため期待して参加しましたが、（審査報告会の）実際は想像と違っていました。まだまだ子どもの私には、報告なさったお二人の先生のお話は理解できませんでした。

国連に関わる人たちが（「子どもの権利条約」や権利委員会

の審査の方法などを）複雑につくっているのかもしれませんが、これでは一般の児童・生徒はあまり興味を持てないだろうと思いました。国連という存在に憧れを抱き、活動の様子を知りたいと願っている子どもたちは大勢いると思います。でも、新聞やテレビなどで、その様子を目にすることはほとんどありません。このままでは、国連や子どもの権利条約は、多くの人から関心を向けられなくなってしまうのかもしれないとも感じました。

（野村萌里・16歳）

これまで特に「子どもの権利」に関わる活動などに参加した経験がなかった二人です。事前に「権利条約」の概要や歴史的経緯についておおよそ伝えてから報告会に臨みましたが、その場ですぐさま「審査」の内容まで理解するのは厳しかったかもしれません。加えて日常的に、義務を課せられることは多くとも、「権利について」自ら考えることがなかなか許されない環境にいることも難しく感じた要因だったかもしれません。それでも、「どこがどのようにわからなかったのか、その点を考えてみよう」「報告会の中で、もっとも興味を抱いた用語は何か」と、関心を抱き続けられるようにささやかながらも働きかけてみました。理念理屈ではなく誰もが互いに大切にして然るべき「権利」という概念・感覚を、彼女たちが心身共に理解していってくれることを願っています。

（木村明子・エディター）

国連・子ども（児童）の権利条約・日本報告審査

① 第1回報告審査

1996年5月30日

児童の権利に関する条約第1回政府報告書提出

1998年5月27・28日

本審査

1998年6月5日

第1回総括所見採択

② 第2回報告審査

2001年11月15日

児童の権利に関する条約第2回政府報告書提出

2004年

1月28日 本審査

2004年1月30日

第2回総括所見採択

③ 第3回報告審査

2008年4月28日

児童の権利に関する条約第3回政府報告書、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書第1回政府報告書、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書第1回政府報告書提出

2009年11月

連絡会議・NGOレポート提出

2010年1月

連絡会議・NGOレポート（追加修正版）提出

2010年2月3日

予備審査

2010年3月2日

日本政府に対するList of Issues公表

2010年4月

List of Issuesに対する日本政府回答提出

2010年5月

連絡会議・List of Issues等に関する追加情報提出

2010年5月27・28日

本審査

27日10～13時1509会合一条約

27日15～18時1511会合一条約

28日10～13時1513会合2つの選択議定書

2010年6月

連絡会議・審査のフォローアップ文書提出

2010年6月11日

条約第3回総括所見採択、選択議定書第1回総括所見採択

*2016年5月21日

条約第4回・第5回政府報告書提出期限

（2つの選択議定書報告書も含む）

「子どもの権利条約フォーラム 2010 in みやぎ」 開催に向けて

小林 純子（子どもの権利条約フォーラム in みやぎ実行委員長）

宮城県は、多くのNPO団体が自主的に活動を行う一方、行政により組織された様々な団体が現役で地域を支えています。子どもの問題に心を痛めている大人は多く存在し、県も「子どもの幸福計画」に「子どもの権利の尊重」を明確に掲げて、それぞれが様々な対応を続けているものの、私が代表を務める「チャイルドラインみやぎ」には、心の病を抱えて通院しているという子どもや、家庭の経済状況が悪化し、困難を抱える子どもたちからの電話が増加しています。虐待や緊急対応に際しての関係機関・専門家のネットワークは強化されつつありますが、それぞれの部署で皆がもどかしい思いをしていることも明らかになってきました。

このような状況を何とかしたいと有志が集い、「子どもの権利条約フォーラム 2010 in みやぎ」を開催することになりました。準備は2009年から始まり、講演会やシンポジウムなど、プレ企画を3回実施しました。その間に60名ほどのNPO関係者・企業関係者などが呼びかけ人となり、実行委員会が組織されました。実行委員は普段は自分たちの仕事や活動で手一杯の多忙な人ばかりですが、何とか時間を作って顔を合わせることで、新しい動きが生まれ、実効性のある取り組みにシフトする可能性も含め、フォーラム後の未来が開けてきています。

一方、主役であるはずの子どもたちの姿がなかなか見えてきません。子どもの活動を支える大人たちは一様に、「今、子どもたちの元気がない」と言います。ほかの人と同じように行動し、目立つのをさけるために多くのエネルギーを使っているようです。チャイルドラインには、「言ってもしかたがない」「信じてもらえない」「言うのと叱られる」「聞いてもらえない」「心配をかけるから言わない」という子どもたちの声がたくさん届いています。統計に見る日本の子どもの現状は、以下のように悲惨なものです。

警察庁 統計資料 2009年	ユニセフ 調査 2007年	日本青少年 研究所 2008年	厚生労働省 調査 2006年
子どもの 自殺 毎日1.7人	孤独を感じて いる子ども 3人に1人	疲れを感じて いる高校生 5人のうち4人	子どもの 虐待死 3日に1人



今回、フォーラムの中で、虐待をテーマとして、児童養護施設に暮らす子どもたちの様子を記録した映画「葦牙（あしかび）」を4回上映し、学園の園長、学園で生活した経験者のお話を聞くシンポジウムも企画しました。映画のパンフレットに「1990年から顕著になってきた児童虐待は年々拡大し、かろうじて救われ、施設に保護されている子どもの数は3万5千人に及びます。これは幸運にも保護された数です。表に表れない数は30万人とも推定されています。未来の担い手である子どもたちの受難の先に見えるのは、ほころび始めた私たちの社会です。」という一文があります。まだ「全損」ではなく「ほころび」であることに一縷の望みを託し、私たちはフォーラムのサブタイトルを「子どものことは子どもに聞こう!」と決めました。

子どもたちがのびのびと自分の意見が言えるような社会にすること、それは大人社会をも豊かにするはずです。そのために子どもたちと共に歩み出したいと思っています。今回のフォーラムは私たちの再出発のきっかけを作ってくれました。「子どもの権利」をキーワードとしてこれだけの人や団体が連携するのは宮城県でも初めてのことで、これからの展開がとても楽しみです。当日は全国の皆さんとも交流し、学ぶ機会としたいと思っています。

宮城にはおいしいもの・見どころがいっぱいです。また、多くの市民活動が行われていますので、そんなところも見ただければうれしく思います。多くの方のご参加をお待ち

申し上げます。

子どもの権利条約フォーラム 2010 in みやぎ

2010年11月13・14日（土・日）

仙台市青年文化センター

JR東京駅（東北新幹線最短で1時間41分）

～ JR仙台駅（地下鉄で15分）～会場

シリーズ 市民活動の「初めの一步」 第3回

チャイルドライン

内申書裁判の原告として、1972年から16年間を過ごした私は、学校現場でおきる「校内暴力」や「いじめ」の事件などの渦中にある「子どもの肉声」をしっかりと聞きながら、子ども向けの週刊誌などでルポを書いてきた。1990年には、留守番電話を使いながら子どもたちの訴えや叫びを記録する「トーキングキッズ」というプロジェクトを始めて、多くの子どもたちの声を受け止めてきた。

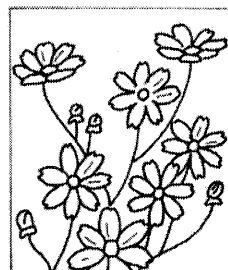
テレビや新聞にこの「トーキングキッズ」が取り上げられると、電話回線がはち切れるほどに子どもたちの電話が増加した。留守番電話はフル回転して「いじめ」や「暴力」で危機な只中にある子どもの悲鳴を記録している。もし、電話を直接に取ることが出来たらどんなにいいのだろうと考えてみたことがあるが、準備しなければならない電話の台数や電話に出るスタッフの数、そして継続のための資金を考えると、少なくみても年間数千万円は必要で、私ひとりの手に負える額ではないのであきらめていた。

1995年、私はロンドンで「イギリスのいじめ事情」を取材していた。その過程で、知ったのは『チャイルドライン』だ。24時間子どもの声を受け止め続けているこの民間団体の年間予算額はすでに10億円もあり、訓練を受けたボランティアがイギリス全土からの子どもからの電話に出ているとのことだった。何ということだろう。日本であきらめていたことが、イギリスではもう始まっている。しかも、プリンセス・ダイアナが普段着で事務所にやってきてキャンペーン役を引き受けたのだという。

保坂 展人（ジャーナリスト・前衆議院議員）

そして、3年続けてロンドンで取材を重ねた。特に、1997年5月には故牟田悌三さんを団長とした世田谷の仲間たちと『チャイルドライン』に連日、通いながら組織や運営の実際について幅広く学んだ。96年に衆議院議員となった私は、当時の文教委員会で「チャイルドライン」を紹介し、日本にも拡げるべきだと訴えた。議員の間で反響が広がり、それならぜひ『チャイルドライン』を見てみようということになり、超党派の視察が実現した。

2000年にチャイルドライン支援センターが立ち上がり、10年を費やして全国にネットワークを拡げて、昨年はフリーダイヤル化が実現し、約25万人の子どもたちがアクセスしてきた。ところが、フリーダイヤル化したことで企業からの寄付金が減っているチャイルドラインは赤字になりそうだという。イギリスのようにするには、まだまだ道は長いが大切に育ってほしい活動だ。



子どもの自己肯定感を励ます支援とは —子ども支援専門職の力を育む ファシリテーター養成講座

子どもは、権利の主体であると同時に、周囲に支えられながら育ちゆく存在です。子どもの権利条約ネットワークでは、2002年から2004年まで、子どもの自発的な活動を支えるファシリテーター養成講座を実施しました。その後、「ファシリテーター養成講座はもう実施しないのですか?」「スキルアップのための講座をぜひ実施してほしい」との声をいただきました。そこで、フォローアップ講座を企画いたしました。

子どもをめぐる問題が、複雑化し深刻化するなかで、NGO / NPO、学童保育、児童館、学校、児童養護施設など多くの現場で、子どもの自己肯定感を励ます実践がこれまで以上に求められています。国連子どもの権利委員会の最新情報を知り、現場での悩み・不安・葛藤を語り合うことを通して、あなたの子ども支援実践をふりかえってみませんか。

【日時】 2010年9月25日(土) 14:00~18:30 / 26日(日) 10:00~16:00
11月20日(土) 10:00~18:00

【場所】 早稲田大学戸山キャンパス39号館 第5会議室 東西線早稲田駅徒歩3分 / 高田馬場駅バス馬場下町
<http://www.waseda.jp/jp/campus/toyama.html>

2010年 子どもの権利条約基礎講座

毎年開催している「子どもの権利条約基礎講座」を本年も開催します。

条約を基礎から学びなおし、条約の理念を再認識し、条約を私たちの社会に浸透させて下さい。

子どもの権利条約って何? という方にも、今更条約の勉強なんてという方にも満足していただける、不思議な講座です。

皆様の知りたいこと、疑問に思っていることの答えがきっと見つかります。子どもに関わるお仕事をしている方、お父さん、お母さん、これから子どもに関わるかもしれない方たち、皆様の質問にお答えします。

講師: 荒牧重人(子どもの権利条約ネットワーク副代表・山梨学院大学法科大学院教授)

【日時】 10月16日(土) 13:00開始(12:30分受付開始) 16:30終了

【場所】 早稲田大学戸山キャンパス39号館 第4会議室

* 各イベントに関して、参加ご希望の方は必ずHPにて詳細をご確認の上、NCRC事務所に事前にご連絡ください。

編集後記

私の場合、子どもからの意見や問いかけに対してトンチンカンな言葉を返してしまうことがよくある。おとな同士でもあることだが、対子どもの方がよくしてしまう。相手が伝えようとしていることを正しく受け止められなかったのだ。その場では気づかないで、後になって「あれっ?」と気づくこともある。

できうる限りではあるが、「あれは、こういうことだったの? 私、勘違いしちゃったかも?」と聞いてみる。何のこともだか忘れてしまっていたり、「別に、もういいよ」とそっけない子もいる。大切なことだったのではないかと、申し訳ないような気持ちになる。けれども時には、もう一度私に自分の意見を伝えようと努力をしてくれたり、その事柄についてまた話し合うこともできる。そんな時は、もう一度伝え合おうと向き合えたことが嬉しい。

既成概念や先入観、経験や語彙の違いなどで食い違ってしまったやりとりも、やり直しはできる。お互いが安心できるまでやり直したい。また、わかった気にならないで、「わからないこと」への忍耐力が必要なのだとも思う。(特におとなの私たちには)

子どものみなさんも、どうか「どうせ言っても、どうにもならない」とあきらめないでほしいのです。おとなと何度も話し合いながら、一緒にいろんなことを考えていきませんか。(N.K)

「子どもの権利条約」No.101

2010年9月15日発行

★発行(季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美・南雲勇多

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント